平成２１年（フ）第１５００１号
東京都港区東麻布２丁目28―４―302
債務者　高坂　聡子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５００４号
東京都北区東十条４丁目15―４―203
債務者　網野　喜恵
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０２０号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目７―11―208
債務者　中村　洋之
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０２８号
千葉県八千代市米本1359―４―20―104
債務者　谷川　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０９１号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目37―33　南山弘二方
債務者　家村　章博
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０９２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目64―２―106
債務者　安田　広行
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０９４号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町488　西菅田団地１街区４号棟402
債務者　高橋　　敦
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０９６号
神奈川県平塚市横内2037―６
債務者　伊藤　麻衣（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０９９号
東京都品川区東品川３丁目１―19―308
債務者　石橋徳次郎
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１０４号
東京都杉並区高円寺南４丁目12―19―301
債務者　佐藤由加里
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１０６号
東京都町田市本町田3418―１―101
債務者　野呂田一美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３１号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目３番８号
債務者　荒井　幸雄
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３２号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目３番８号
債務者　荒井えり子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０９号
横浜市栄区笠間３丁目43番22号　茂手木荘201号
債務者　菅野　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９１０号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目53番地24　ピュアハウス鶴ヶ峰３番館203
債務者　島谷　健一
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部